

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（69）

2017年4月1日号

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今回は2016年3月に起きた事象の3回目、沖縄問題と原発の問題を取り上げます。1年前の事象ですが、しっかり学んでゆきましょう。編集部）

II 沖縄問題

（1）①2016年2月29日、沖縄県の翁長知事が名護市辺野古への米軍新基地建設阻止のためにおこなった埋め立て承認の取消しを不服として、国が県を訴えた代執行訴訟の第5回口頭弁論が福岡高裁那覇支部で開かれ、同日結審した。

稲嶺名護市長が証言した。

“戦後70年の沖縄の歴史の中で行われていたのは人権否定の現実だ。こういう現実から解放してほしい”。

さらに同氏は、“名護市民の民意を裏切る形で現在の新基地建設計画が合意された経緯と、現在でも米軍ヘリやオスプレイなど航空機に騒音、振動被害も深刻であり、新基地によってこれらの被害がさらに拡大されることが予想され、巨大な新基地ができると生態系への影響は計り知れない。破壊されると二度と戻らない、新基地ができると100年以上基地が固定化され、県民、市民はそこから生じる事件、事故を一身に背負わされて生きていかなければいけない”と訴

えた。

②新基地工事の一時中止などを含む暫定和解案（後述）について、福岡高裁那覇支部は、具体的な内容を提示した（3月1日赤旗）。

（2）3月3日、全国港湾労働組合連合会（全国港湾）の辺野古新基地建設反対対策委員会は、沖縄県庁で翁長知事に、「辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖と無条件撤去を日本政府に対し強く要求し、港湾労働者としての新基地建設反対のたたかいを力強く推進する」とする決議を手渡した（3月24日赤旗）。

（3）①沖縄・辺野古の米軍新基地につき翁長知事が、2015年10月、辺野古埋め立て承認を取り消したことを不服として国が県を訴えた裁判（代執行訴訟）につき、政府は、3月4日「暫定和解案」を受け入れ、県と国との和解が成立した（3月5日赤旗）。

②「暫定和解案」は次のようなものである（2月1日赤旗による）。

【暫定的和解案（別項1）】

- ①国は県への訴訟と不服審査請求を取り下げ、埋め立て工事はただちに中止する。
- ②国と県は円満解決に向けた協議を行う。
- ③訴訟となった場合、国と県は判決に従う。

【和解条項】（別項2）

①国は、地方自治法に基づき埋め立て承認取り消しの是正を指示。県は、不服があれば、国・地方係争処理委員会に審査を申し出る。

②委員会が申し出を却下した場合、県は是正指示の取消し訴訟を提起。

③円満解決に向けた協議を行う。

③安倍首相は、3月4日、中谷防衛大臣に工事中止を指示し、県も、国の対応を不服として起こした二件の訴訟を取り下げた。そして今後は和解条項に基づき、双方の協議が行われることになった。

④3月4日、翁長知事は記者団に対し、①辺野古基地は作らせないという公約をもって知事になっているので、あらゆる手段で、信念を持ってやっていきたい、②(中谷防衛相に対して)半年間におよぶ裁判闘争をやめて話合いが始まることは望むところだ。話合いの中で(新基地阻止の)展望を見出していきたい、③和解案は“法廷での沖縄県の主張を取り入れたものだ”、④“辺野古が唯一”と新基地継続の姿勢を明らかにした安倍首相に対し、“大変残念な発言だ。和解に応じたときに話すことではない”、と述べて政府を批判した。

(4) ①翁長知事による辺野古新基地建設に伴う埋め立て承認取り消しの効力を国土交通省が停止決定したのは違法だとして、辺野古周辺の住民が国を訴えた裁判の第一回口頭弁論が3月4日那覇地裁で行われた。

原告の東恩納琢磨氏は、“埋め立てられれば、精神的・経済的支柱である豊かな海を失い…新基地が建設されれば軍用機の騒音被害、基地から流される汚染物質による海洋汚染といった多くの基地被害が生じる…国民の権利を守るべき行政不服審査法を不当に利用し、執行停止を申し立てて工事を続行するのは県民の利益を二重、三重に踏みにじるものだ”として、国土交通相の停止決

定の取消しを求めた。

そして弁護団は、取消し訴訟や執行停止の制度趣旨に立ち返った判断をして欲しい、と求めた(3月5日赤旗)。

②米国務省のカービー報道官は、3月4日の記者会見で、“辺野古移設を進める日米両政府の立場は変わらない。辺野古移設は普天間の継続使用を回避する唯一の解決策だ”と改めて強調したのである。

③3月5日、安保破棄実行委員会は、和解を政府が受け入れたことについて談話を出した。

“翁長知事を先頭とする沖縄県民と私達国民のたたかいによって安倍政権による法を悪用した強硬路線が破綻した結果だ”と批判し、“さらに…沖縄県民との連携を進め、戦争国家づくりと新基地建設阻止のたたかいに全力をあげる”と表明した(3月6日赤旗)。

(5) ①3月7日、石井国交相は、翁長知事に対し、辺野古埋め立て承認の取消しを是正するよう、地方自治法24条の7に基づく指示文書を郵送し、県による承認取り消しは違法だとして、文書受理から5日以内(但し休日を除く)に取消し処分を取り消すよう求めたのである(3月8日赤旗)。(なお地方自治法24条の7とは、「各大臣は、所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、当該都道府県に対し、当該法定事務の処理について違反の是正又は改善の

ため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる」(同条(項))という条文である。

つまり石井国交相は、翁長知事の「辺野古の埋立て承認の取消しは、著しく適正を欠いた」ものとみて是正を求めたのである。

②この取消処分の是正を求める処分の問題点は何か。①取消し処分が著しく適当性を欠く処分であったとはいえないことである。

③和解条項により義務づけられた円満協議抜きの一時的なものであったことである。

④沖縄県民の意志を蹂躪した措置であったことである。

⑤和解条項によれば、県は是正指示から一週間以内に総務省の第三者機関である国地方係争処理委員会に審査を申し出で、同決定を不服とした場合や、国側が委員会の決定に従わない場合、県は是正指示の取消し訴訟を福岡高裁に提起する流れとなる(3月8日赤旗)。国交相の今回の措置はこの流れに反するものである。

⑥翁長知事は、県庁で記者団に対し、政府の対応について、“県民に寄り添う中から結論を出そうとする中で、入り口でこういう形になるのは残念だ”と批判した。

他方、菅官房長官は、記者会見で、“是正指示は当然のこと、県との協議は事務レベルで進める”と述べた(3月8日赤旗)。

⑦このように政府は、翁長知事との円満協議を拒否したのである。

⑧3月9日、県議会本会議で、翁長知事は、“これから新辺野古基地をどうするかというやり取りがあるわけで批判・対立ということではない、地方自治を守るという視点からの議論は大変重要だ”と述べた(3月9日赤旗)。

⑨さらに同月9日、衆院安全保障委で、赤嶺議員(共産党)は、“政府として、いつどこで是正指示を出すと決めたのか”と追及したのに対し、中谷防衛相は、“和解条項の中に書かれている”と答弁した(3月10日赤旗)。

⑩この答弁は、①和解条項には県との円満協議を行うことが大前提となっていることを無視するものであること、②円満協議に入る前に是正指示を出したのは妥当性を欠くものであること、の点で批判されるべきものである。

(6) ①3月14日、沖縄県は辺野古の埋立について、承認取消しの撤回を求めた国交相の是正指示(7日付)を不服として、総務省の国・地方係争処理委員会に申出書を送付した。係争委は申し出の受理から90日以内に審査の結論を出すことになっている。

この申し出は、国が県を訴えた訴訟について福岡高裁那覇支部が示した和解条項の第三項に従って行われたものである。

②申し出の趣旨は、①国交相の是正指示文書には、指示の理由が記載されておらず、地方自治法の定め反していること、③具体的理由・事実が一切示されていない以上、埋立承認取消しに係る法令違反の事実を認めることはできないこと、である(3月15日赤旗)。

④「政府・沖縄県協議会」(7月23日開催)で、翁長知事は、米軍普天間基地の5年以内の運用停止や、北部訓練場の早期返還などについて協議することを明らかにした(3月15日赤旗)。

⑤3月23日、「政府・沖縄県協議会」が首相官邸で開かれた。和解条項に基づく「円満解決に向けた協議」を行うための作業部

会設置で合意した。

翁長知事は、普天間基地の 2019 年 2 月までの運用停止を改めて要求し、“辺野古が唯一”という頑なな固定観念にとらわれず、真摯に協議を行うよう要求した。そして“今後、円満解決に向けた歩み寄りがあることを期待している”と述べた(3月24日赤旗、河北新報)。

⑤3月25日、沖縄県嘉手納町議会は、定例会会議で、同基地の第353特殊作戦群エリアで、駐機場の拡大、格納庫建設など、基地機能を強化する開発計画が進められていることに対し、同計画の即時撤回を求める抗議決議と、意見書を全会一致で可決した。

決議、意見書は、“開発計画は「基地強化」につながる一切の工事計画に対して反対してきた町民の訴えを無視し、いっそう苦しめるものであり、断じて容認できない…第353特殊作戦群は空軍を支援する部隊であり、今回の計画は、沖縄での訓練が予定されている CV22 オスプレイの飛来を前提としたものではないか、と町民は重大な危機感を募らせている… 開発計画の即時撤回と

III 原発問題

(一) ①2月29日、東京電力福島第一原発事故につき、東電の旧経営者が強制起訴された(3月1日赤旗)。

②2月29日、3・1ビキニデー日本原水爆禁止協議会(原水協)全体集会が静岡市で開かれ、全体集会では新しい国際署名が準備されていることが報告され、安井事務局長が基調報告を行った。

その基調報告の要旨は、次の通りである。

①戦争法反対で広がった国民の共同と運

同基地機能強化を直ちに中止し、整理、縮小を具体的に図ること”を求めるものである(3月27日赤旗)。

⑥3月27日、翁長知事と中谷防衛相は、沖縄県庁で和解協議の一環として、会談を行った(3月28日赤旗)。

この会談で、中谷防衛相は、“米軍普天間基地の閉鎖には辺野古「移設」への理解と協力が大前提だ”とし、“新基地に配備される米軍機は集落上空を飛行せず、基地強化ではない”と説明した。

これに対し翁長知事は、“新基地建設を認めれば、100年、200年の国有化になり、基地機能強化だ。普天間基地の閉鎖と辺野古は切り離すべきだ”と反論したのである。

(7)これ迄みてきたように、沖縄問題は、法廷闘争の側面を持つと同時に、全県民、全人民の闘いがなければ、沖縄、そして日本は米軍の軍事支配から抜け出すことは出来ないだろう。

このことを確認し、次に「原発と核兵器」の問題につき、述べることとする。

動に連帯して「大きな平和の流れをつくり出そう、新たな行動に踏み出そう」と訴えたこと、

②昨年(2015年)ニューヨークで行われた NPT(核不拡散条約)再検討会議に日本原水協などから 633 万人の「核兵器禁止のアピール」署名を提出したこと、

③核兵器の非人道性を告発し、その禁止と廃絶を求める主張が大きく広がり、核保有国を道義的、政治的に追い詰めたこと、

④現在、国連加盟国の 8 割が核兵器禁止を支持し、7 割が核兵器禁止条約交渉の開始を求めていること、

⑤核兵器禁止の法的措置を議論する国連主導の作業部会が始まっていること、

⑥これに対し、核保有国は共通して、核廃絶は“ステップ・バイ・ステップ（段階的前進）が唯一の方法”と称して反発と抵抗を強めていること、

⑦核保有国の抵抗を打ち破るために、さらに大きな世論と運動を築かなければならないこと、

⑧被爆者がこれら提起する新しい国際署名を全面的に支持し、積極的に協力すること、

⑨被爆国日本には特別の役割があり、国際政治に生まれている核兵器禁止の流れに合流し、これを促進するため全力を尽くすこと、

⑩今の日本政府は、国連総会でも核兵器禁止や、交渉を呼びかける決議全てに棄権していること、

⑪62 年前（1954 年）、ビキニ事件を契機に誕生した原水禁運動は、爾来日本の核武装と改憲の危険に立ちふさがり…被爆者とともに「広島、長崎を繰り返すな」の声を広げ、2000 万人署名を草の根から広げること、などである（3 月 1 日赤旗）。

（二）①3 月 2 日、関西電力高浜四号機で冷却水が低温に保たれ、原子炉が安定的な状態になる冷温停止に移行した（3 月 3 日赤旗）。

②同日、福井県の原子力発電に反対する県民会議、原発問題住民運動県連絡会議、原発住 1961 年 6 月民運動福井・嶺南センターは、トラブル続きの関西電力高浜四号機

の総点検を求めて、原子力規制委と県とに対し要請を行った。中葛県民会議代表委員が抗議し、30 年経過し老朽炉で起きた緊急停止で“原子炉の構造物がダメージを受けていないか”と追及した。そして徹底調査や、第三者の専門家による調査公表と三号機の停止を求めたのである（3 月 3 日赤旗）。

③3 月 1 日、「世界平和アピール七人委員会」（同委員会は、1955 年前の 1961 年 6 月に湯川秀樹、朝永振一郎、平塚雷鳥氏らが結成し、今のメンバーは武者小路公秀、土山秀夫、大石芳野、小沼通二、池内了、池辺晋一郎、高村薫の各氏が委員）は、『フクシマ』の教訓を忘れたのか！』と題するアピールを発表した（3 月 3 日赤旗）。

そのアピールの大要は次のようなものである。

④“福島原発事故から 5 年経過しても事故の全貌を把握できず、高レベル放射能汚染にも手がつけられない東京電力と、そのような状況のもと各地の原発再稼働に向けて審査を進め、次々と合格を出している原子力規制委員会を批判し、⑤安倍首相は問題点が多々あるにも拘らず原発推進を続け、海外への原発輸出も積極化させており、政府と電力会社が 3・11 以前の無責任な安全神話思考に完全に戻っている…「ふくしま」の教訓を風化させ、政府と企業の暴走を許すのであれば、日本中の私達皆にも責任がある”というものである。

④3 月 3 日、北陸電力志賀原発の一号機原子炉直下を通る断層について、原子力規制委の専門チームは、「評価書」の最終案を了承した。

その「評価書」の概要は次の通りである。

①活断層の可能性は否定できないこと。

②敷地内には、8本の活断層が走っていること。

③いずれの断層も活動した可能性があること。

⑤3月4日、首都圏反原発連合（反原連）は、毎週金曜日に行う首相官邸前抗議行動を行った。1000人の参加者があり、「高浜原発 いますぐにやめろ」「安倍政権はやめろ」とシュプレヒコールを行った。京都から参加した女性は、「高浜ではトラブルが続いた。福島で事故で原発と人類とは共存できないことがはっきりした。再稼働するな、は国民の声、すぐ原発をやめるべきだ」と語った（前掲赤旗）。

⑥3月6日、全国革新懇と福島県革新懇は、シンポジウム「原発ゼロをめざしている今、福島から——あの日から5年」を二本松市で開催し、全国から721人が参加した。

シンポジウムでは、①原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員伊東達也氏は、「除染や賠償打ち切り、避難指示区域の解除など現状や課題」を報告し、「避難するかしないかなど、作られた県民の分断を乗り越え、原発ゼロや核廃絶・戦争法廃止の運動とともに前進しよう」と語り、②福島で被爆の実態を調査している立命館大学名誉教授は、「事態を侮らず、過度に恐れず、理性的に向き合うことが大切…「負の遺産」を残さないためにエネルギー政策を主権者の手に取り戻そう」と述べた（3月7日赤旗）。

⑦①3月7日、日本共産党近畿二府四県の参院選挙区候補わたなべ氏は、高浜原発四号機の相次ぐ重大事故に抗議し、四号機の再稼働中止と、三号機の運転停止を求めて関西電力に申し入れた。

②申し入れ書は概ね次のようなものである。

①事故は関電の安全性軽視、再稼働優先の姿勢がもたらしたこと、

②四号機の事故原因を徹底調査し全容を公表すること、

③四号機の再稼働を中止し、すでに稼働している三号機の運転を停止すること、

④運転期間が40年を迎える1、2号機の運転期間延長の申請を撤回し、ただちに廃炉を決断すること、

⑤関電の安全軽視の姿勢は際立っており、全原発から撤退することを求めること（3月8日赤旗）。

⑧3月6日、福島県いわき市で、シンポジウム「原発賠償の打ち切り問題と『人間の復興』に必要な支援を考える」が開かれ、福島・仙台・岩手の弁護士会が主催した。

その中から主な発言を紹介する。

①除本大阪市立大学教授は、原発事故で事業者が受けた被害の広範性と継続性につき、依然として厳しい状況に直面する事業者に賠償の継続を柔軟に認めさせる必要があること、

②渡辺弁護士（福島県）は、営業損害賠償打ち切り方針の問題として、広範な商圈、取引先、従業員などを喪失し、正当な補償を支払ったとはいえない、と語った（3月8日赤旗）

③④3月6日、青森市で「さようなら原発、核燃2016、3・11青森集会（主催なくそう原発・核燃あおりネットワーク）」が開かれ、県内外から800人が参加し、使用済み核燃料再処理工場の即時廃止、原発廃止などを求める決議文を採択した。

⑤この集会の一端を伝えることにする。

浅口共同代表は、「崖っぷちの再処理——日本原燃の救済を許すな」という題で講演

し、①国が運営に関する認可法人「使用済燃料再処理機構」が原発を保有する電力各社から資金拠出を受けた上で、各社が共同出資する日本原燃に再処理事業を委託する仕組みを見直す「再処理等拠出金法案」について、再処理ありきの愚策であり、悪法だと批判し、②再処理工場を抱える青森県から廃案を求めることや、再稼働を中止し、これ以上使用済み燃料を増やさないと訴えた（3月8日赤旗）。

⑩3月7日、マーシャル諸島共和国（太平洋）が核保有国を提訴した世界初の訴訟がオランダのハーグ国際司法裁判所（JCJ）で始まった。

この訴訟は、核保有国が核不拡散条約（NPT）の課す核軍縮義務を怠っているのは国際法違反だ、とするものである。

3月7日の対インドの第一回口頭弁論では、マーシャル諸島のデブル前外相が、“米国の核実験により住む島を失い、放射能汚染に伴う健康被害に苦しんでいる住民の窮状を訴えた（なお、インド側は意見陳述を見送った）。

訴訟は各国ごとに行われるが、対パキスタンは3月8日、対英は3月8日から始まる。なおICJ（国際司法裁判所）の管轄権を認めない米仏口申とNPT未加盟国のイスラエルとNPT脱退国の北朝鮮の6ヶ国は訴訟に応じていない。

⑪3月6日、「北海道の脱原発・自然エネルギーをすすめる苫小牧の会」は市内で「3・11 フクシマを忘れない！2016年苫小牧集会」を開き、120人が参加した（3月9日赤旗）。

北海学園大学小坂教授が講演し、“地元で発電された電気は地元で消費するという、

再生可能エネルギーを基本に据えた「地産地消」システム構築を自治体を巻き込んで取り組むこと”を提案した。

そして集会は、「原発の再稼働は許せない。国も北海道も方針転換すべき時」という集会宣言を採択した。

⑫3月8日、東京電力広瀬社長は参院予算委で、福島第一原発事故直後から核燃料が溶け落ちる「炉心溶融」（メルトダウン）が起きていたのに「炉心損傷」と過小評価していたことに対し、陳謝した（3月9日河北新報）。

⑬3月8日、東京電力は、定期検査中の柏崎刈羽原発五号機（新潟県）で原子炉に挿入されている制御棒を動かすための設備を点検していたところ、制御棒自体を操作していないのに制御棒1本が動いてしまうトラブルがあった、と発表した（3月9日河北新報）。

⑭3月8日、電源開発（Jパワー）は、青森県大間町に建設中の大間原発の新規制基準適合審査に関連し、昨年（2015年）夏に始めた追加地質調査を補足するため、同町の大間崎付近で新たに地質調査を始めると発表した（3月9日河北新報）

⑮3月8日、大崎市議会（宮城県）は、東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染物質の安全管理を求める決議案を全会一致で可決し、同時に、市内の環境保護四団体が提出した「汚染物質の安全管理を求める請願」を採択した。

なお、決議の大意は、“市内の私有地などに分散保管されている汚染稲わらが733トン、汚染牧草は3600トンに上ると指摘し、包装の劣化などで環境への悪影響が懸念されるとし、国・県・市に管理の強化を求める

もの”である（3月9日河北新報）。

⑩3月8日、塩釜市議会は、汚染土壌の分別施設を塩釜市港町一丁目に建設するDOWAエコシステム（東京）の計画をめぐり、計画に反対する意見書を賛成多数で可決した（3月9日河北新報）。

その意見書の大要は“風評被害のもとと

なる会社の進出に反対し、汚染土壌の荷役作業の即時中止を求める地元の声を尊重し、事業者に対処するよう（許認可事務を受け持つ）県に求める”ものである。

そして採決に先立ち、市内の水産関連団体が提出した同じ趣旨の請願を採択した。

（以下次号に続きます。）